

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2024年7月1日



東京地裁
新生存権裁判
勝訴判決！



6月13日に東京地裁103号法廷にて、新生存権裁判の判決が言い渡されました。当日はお昼から原告や弁護団、支援者、報道陣が各地から駆けつけました。

約130人の原告・支援者らで入廷行動を行いました。傍聴席は満員となり、入れなかった支援者は、判決の結果を地裁前で待つこととなりました。



判決は原告勝訴！

篠田賢治裁判長は、生活保護引下げ違憲処分取消等請求事件について、生活扶助費減額処分の取消しを認める判決を言い渡しました。これは地裁判決で17例目、高裁を含めると18例目となる原告勝訴判決となります。判決では、引き下げ判断に際して厚生労働大臣が参照した家計調査に関して「価格下落率が過大評価された疑義がある」と指摘。「判断の過程および手続きに過誤、欠落がある」と結論づけました。この「デフレ調整」に過誤欠落がある以上、本件引き下げには厚労大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があるとして、基準引き下げは違法だと判示しました。

しかしながら、慰謝料請求を求める国家賠償請求については認めませんでした。



▲報告集会には延150人以上が参加

◀左から宮本議員
宇都宮弁護士
田所弁護士

報告集会には150人以上が参加し、勝訴の喜びを会場全体で分かち合いました。原告団長である98歳の八木明(やぎめい)さんも喜びの声を上げました。八木さんは、老齢加算廃止処分の撤回を求めたたたかいかいも含めると、約20年越しに初めて得た勝訴判決となります。

記者会見を終えて駆けつけた弁護団事務局長の田所弁護士からは、「提訴までに約3年、提訴から6年、今日は自分自身にとっても人生で忘れられない一日となりました」と語り、判決の内容が説明されました。

裁判では判決が言い渡された後、篠田賢治裁判長から発言がありました。これは民事裁判では異例なことです。発言の内容としては

①生活保護の不正受給などの問題は、仮にあったとしても、生活扶助の水準には無関係であり、基準改定の理由とはならない。

②相対的貧困率、貧困の連鎖等、多岐にわたる社会的問題が存在するが、これらの解決は司法ができることではない。本裁判所は、本件改定の一部に、統計等の客観的数値との合理的関連性がないと認定し、主文の判断をしたものであり、これら社会的問題とは直接関係しない。

③とはいえ、これらの問題点を解決し、未来に希望をもつため、下向きではなく上向きのベクトルを、生活保護受給者だけでなく全員が持つてほしい。それが国力にもつながる。行政機関の役割というだけでなく、原告、傍聴席のみなさん含む民間の人々の活躍に期待する。

署名は判決日前日までに、4万1676筆が集まりました。
ご協力いただき、ありがとうございました！
今後は東京高裁でのたたかいは始まります。
引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。



▲原告団長の八木明さん